

野々市市監査公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、野々市市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 31 日

野々市市監査委員 東 田 敏 彦

野々市市監査委員 中 村 義 彦

1 定期監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和 8 年 7 月 27 日
- (2) 措置を講じた部局等 総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和 8 年 2 月 26 日（野々市市監査公表第 2 号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
財産管理事務 備品について、シールの貼付や台帳の記載を遺漏しているなど、管理が不十分な事例が複数確認された。財務規則第 225 条の 2、第 226 条および第 228 条では、物品管理者は課長であり、物品を常に良好な状態で保管すること、備品 1 点ごとに分類番号等を表示すること、帳簿を備え記載することが規定されている。これに従い、各課においては、定期的に現物と台帳の照合を行い、整合性が保たれていることを確認するよう求める。 さらに、財産管理において総括的な役割を担う総務課においては、各課における管理業務の円滑な進行を図るために、備品管理に関する手順や基準等のマニュアルを作成し、全庁的に周知徹底する体制を検討いただければ、備品管理の一層の効率化と正確性の向上が期待できると考える。	7 月 27 日に業務案内掲示板にて、各部署において少なくとも年 1 回、備品の現物と備品台帳の照合を行い、記載内容との整合性を確認することを周知しました。 また、備品への表示、台帳の記載等の管理手順については、現行の「物品会計事務の取扱について」及び「備品台帳の整理方法と手順」を必要に応じて見直し、内容を整理した上で、改めて全庁へ周知徹底を図ってまいります。